

千代田区行政委員会委員の報酬のあり方に関する検討委員会第5回会議記録概要

場 所：平成23年7月22日（金）午前10時～午前11時40分

日 時：千代田区役所6階 特別会議室

出席者：（委員）5名（定数5名）

（説明者）総務職員課長

（事務局）政策経営部長、総務職員課長、総務職員課職員

発 言 者	発 言 内 容
武藤会長	【午前10時 開会】 前回会議で資料の要求があったものについて事務局から説明をお願いする。
総務職員課長	【資料説明】
武藤会長	素案をつくっていただき、これを議論しながら、最終的に報告書に向けて詰めていきたいと思う。 この資料について、質問はあるか。 特に質問がなければ、早速、一番重要である日額の水準という、3の（2）のところに入っていききたいと思う。シュミレーションや県の事例を示していただいた。まず、日額を委員の種類によって変えるのが望ましいかどうかということを考えないと、選挙管理委員会だけの活動内容から委員の日額を決めていくと、ほかの活動量が監査委員の1日フルに使う場合と、ちょっと、そこら辺をどういうふう考えていくかということもあるので如何か。 委員の報酬は、資料2を見ると、日額も、例えば青森県でも日額に違いがあって、教育・選管は2万円、監査は1万8,000円と低くなっているとか、それから、ほかでも、委員のみ。委員長がないから。それから、愛知も。
外山委員	監査で安くなっているところは、推測だが、外部監査が大分導入されているのではないか。都道府県レベルだから。
武藤会長	監査委員だけ日額を高くするというようなことは合理的かどうか。
外山委員	資料1のような資料を拝見すると、むしろ日額というよりも、監査委員については監査報酬的なものを差し上げるというのも一つだと思う。その日額は、日額として、監査をしていただいたときには監査報酬。
武藤会長	あるいは月額のところの日額分を、不足分を考えるということか。

外山委員	<p>だから、監査したときには、これに準じた監査報酬の支払いをしてよい。</p>
武藤会長	<p>考えたのは、金額を変えると、今は同じものなのに、どうして違うのか、その説明をしなくてはいけない。一応、日額は同じだけれども、月額の部分の違いの説明だけをすればよいかなど。それで、日額の部分については、仕事量に応じて、ある一定の範囲で考える。それで、これまでの水準とか、他の自治体の例とか、あるいは千代田区のこの検討委員会で、こういう委員会の謝礼の部分等を考えながら、日額を幾らにする。そうすると、日額で差をつけるという、そこの違いを説明するのは難しいかなと思う。</p>
小幡委員	<p>日額というのは、1日何時間やっても同じなのか。本当はそこが問題である。</p>
松江委員	<p>行政委員会事務局のヒアリングでは、大分、時間に差があったように思う。</p>
小幡委員	<p>選管で、例えば余り丸1日というのはないと言っていた。</p>
武藤会長	<p>選管で丸1日はない。</p>
小幡委員	<p>選挙のときは丸1日だが。</p>
武藤会長	<p>監査の場合は、フルに1日使う場合は、一日じゅう、会計書類の検査をするという、非常に緊張した時間が連続してある。ところが、選挙管理委員会や教員委員会は、全く1日どこかに拘束されたとしても、そういう緊張した時間が続くわけではない。そういうことを考えると、日額に差をつけるというのも合理的な判断になってきて、それでは、どれだけの差をつければいいのかということになると説明が難しい。</p> <p>千代田区の場合のその他の委員の報酬で、日額に差はどのくらいあるのか。前の資料で委員報酬の一覧をいただいたと思うが。</p>
政策経営部長	<p>審議会の委員。例えば、特別職報酬等審議会の委員は、日額1万円。それから、個人情報保護審議会でいくと、会長は2万円、学識経験者は1万7,000円、委員は6,000円。</p> <p>都市計画審議会は、会長が2万円、学識経験者が1万7,000円、一般の委員が1万2,000円。</p>

	<p>建築審査会でいくと、会長が2万2,000円、委員の方が2万円、専門調査委員が、同じく2万円。</p>
武藤会長	<p>若干違う。</p>
総務職員課長	<p>会長と学識経験者の方が、まず、ここでいくと、2万円から1万5,000円というような差がある。</p>
武藤会長	<p>1日の拘束時間から考えると。</p>
総務職員課長	<p>審議会によるけれども、報酬審は2時間から3時間程度、建築審査会もそのぐらい。丸1日というのはない。</p>
政策経営部長	<p>丸1日はない。2時間前後。</p>
武藤会長	<p>例えば監査委員は、たしかフルに1日活動することもあるということなので、そういう場合は月額のところでは一定の幅を見ておけば、日額が例えば3万円とかということでは対応はできると思う。</p> <p>ただ、月額の考え方としては、専門性とか、日々、アップ・トゥー・デートに自分の能力を保つための研鑽の時間とかを考慮しているものなので、1日の仕事が長い分を月額で面倒を見るというか、そこを補てんするというのは、やはり合理的ではないかなと思いつつも、委員の日額を、委員長で2万円、1万7,000円とかというのを、外部監査にすると8万9,000円というのが資料にあったけれども、そういう特定の委員だけ日額がものすごく高いというのを、こういう行政の制度を一般的に考える上で、合理的な理由があるとしても、何か、やはり制度の上で、ほかの委員が何か安過ぎるという感じがしてしまう。それも余りよくないかなというようなことも考えつつ、どうしたらいいのかなと思っている。</p> <p>選挙管理委員会の1日の、通常2～3時間で、今のところを考えると、余り専門性もなく、選挙区は法律にのっとって適正に行われていることの監視役、あるいはそういう制度を守っていくための、制度づくりの上での監視役というようなことから考えていくと、監査委員の拘束時間の集中度等はだいぶ違うので、少し日額についても差をつけた方がいいのかと思うが、先ほどから申し上げているように、それでは、どのくらいの差をつけたらいいのかというのはなかなか難しいので、日額は、この3つの委員会を同じにすると、その専門性の程度に応じて、月額で差をつける。それで、監査委員について、その監査報酬まではたどり着かなくても、千代田区という日本の一等地というか、いろんな意味で日本を</p>

	<p>引っ張るところが余り政治を意識してしまうのは何か、社会を千代田区が引っ張るような感じもするので、そこも考えなくてはいけない。</p> <p>具体的な案としては、私は日額は3万円くらいで、月額については、監査委員は2分の1、教育委員は3分の1ぐらいがバランスがいいかなとは思っている。日額はまず3万円で、選挙管理委員会は、仕事から考えると1回3万円で、活動実績に応じてということで、大分、これまでの報酬から比べると下がってしまうが、日額で3万円で、そこを基準にすると、教育委員と監査委員は月額で、その専門性について加えていく。</p>
小幡委員	<p>すると、監査委員2分の1であると、日額3万円だと、ちょっと安くないか。</p>
武藤会長	<p>31万2,000円が24万6,000円なので、7万円ぐらい安くなる。</p>
小幡委員	<p>だから、監査報酬的な面を月額基本で見るとしても、ちょっと月額を増やすかということはあるのか。</p>
武藤会長	<p>ということは、月額は20万円ですと、3分の2ということ。</p>
松江委員	<p>もともと日額といっても、やはり見ると、教育委員会とか選管というのは1～2時間、30分とかというのが多い。それで、監査委員を入れると400分という形で、420分とか、ほとんどフルタイムの方が多い。だから、もし日額というのではなくて、これは日当なんだということにして、それは基本ベースを高くして、ややこしければ、日当というのは横並びにして、基本ベースを、この3分の1や2分の1でやっているのと、余りいかないのではないかなと思う。</p> <p>やはり、日額を全部の日給制の給与なんだということは考えないようにしないと、この労働時間の差はいかんともし難いので、うまく説明できないけれども、やはり圧倒的に出てきたときの労働時間は違うので、どうするのかとか。</p>
武藤会長	<p>それは見るということになっているので。</p>
松江委員	<p>併用だから、いいのだろう。</p> <p>何か、今まで併用で考えていたときというのは、普段の研鑽のものと、実際に出てくるものとでいこうということだったけれども、実際に出てくる時間にこれだけ差があると、いいのかなというのがちょっと、説明の仕方で何とでもなるといえばなるのかな。</p> <p>選管は、多いときも、時間が長いのは、総会とかそういうとき。勿論、</p>

	<p>投票前の投票所当番などというのはいいとしても、そういうのは2～3時間である。やはり6時間を超えているものというのは、大体、定時総会とかそんなもの。だから、やはり多さだけを基準にはできないので、併用制の月額をいじるということで基本的にはいいと思うけれども、これでいいのかなど。何とも釈然としない。</p> <p>どうなのか。これは委員の方たちの受け止め方にもあると思う、特に監査の方。</p>
吉川委員	<p>監査は月額というものにすると、やはり弊害があるのか。監査だけは月額で。</p>
武藤会長	<p>監査は月額だけでいいと、これまでと変わらないと。</p>
吉川委員	<p>今まで変わらずに、やはり時間ということを考えたら、それは妥当ではないかという説明はできないか。</p>
武藤会長	<p>監査委員の間に差があるかどうかですよ。</p>
外山委員	<p>拝見すると、神奈川が、識見委員だけ月額。</p>
松江委員	<p>それから、議選が1人いるんですよ。</p>
外山委員	<p>議選まで併せて、ほかと横並びで、識見はやはり違うという考え方。</p>
小幡委員	<p>あと、監査報酬というか、その中でやってくださいというようなやり方。どう時間を使ってもいいから、やってくださいという頼み方をする。</p>
外山委員	<p>例えば、少し自宅で勉強されるというようなお話もあったけれども、それも含めて、多分、月額にしているのではないかという推測はつく。</p> <p>ただ、会長がおっしゃられたように、日額にするとして、3委員会で差があると、やはり、それはきちんとした説明がないと難しい気がする。</p>
武藤会長	<p>監査委員は平均的な1日の日額、1日の仕事の時間が長いから、それに併せて、例えば選挙管理委員が3万円だとすると、千代田区の委員としては破格の日額になってくるので、やはり、そこは月額で無理ということ自体、委員の報酬というのは1日の拘束時間に応じたという考え方ではなくて、行政委員会の委員として1日出てきていただいて、専門性の程度はそれぞれあるけれども、そこは月額の方で差をつけるという考え方で、日額は行政委員会での、先ほどから言っているように、普通の</p>

	<p>ところに比べると、少し行政委員会として、高くして3万円か。</p> <p>それで、専門性については月額で見るということにして、例えば、先ほど2分の1というところと言っていけれども、3分の2ぐらいのところと言うと、合計額で29万円になるから、今と余り変わらない。それで、委員の中で、学識でも時間の多い方と少ない方といらっしまったと思うが、その差が全く出てこない部分を、今日の日額、併用制にすると少し差が出てくるのではないかと思う。その差でもって、だから、いっぱい仕事来るとか、それでは、時間を避けようとか思われなはと思うけれども、これまでとほとんど変わらない水準でというのが監査委員。</p> <p>それに対して、日額だけで1日3万円というのが選挙管理委員。それで、教育委員については、公認会計士の専門性から考えると、半分ぐらいということになる。</p> <p>そのように考えていいかどうかは分からないが、感覚としてはそういう感じになるから、月額3分の1の10万円くらいで考えていくと、現行の3分の1のところでは教育委員を見ると、22万6,500円の22万1,500円だから、3分の2か。</p>
小幡委員	今、25万円。
松江委員	委員は25万円。
小幡委員	そんなに変わらない。
松江委員	委員長が大分安くなっている。
外山委員	つまり委員長と委員の間に、日当にも差をつけるかどうか。
武藤会長	それで、3万円と2万円。
松江委員	監査は、識見と議選で分けるかもしれない。
武藤会長	それは分けないと。
松江委員	そうすると、やはり、また変わってくる。
武藤会長	都道府県は、分けていないところもある。
外山委員	日額については、分けていないところが多数ある。

松江委員	月額のところを分けて、日額は全部一律にする感じ。
外山委員	識見は、私は委員長並みでいいと思う。そして、議選は委員ぐらいの格差はあっていい。
	ただ、委員として任命されていると、そのところが問題であれば一緒でもいいが、委員長と委員の格差をつけるならばという気もするが、委員として任命されているということを論ずると、やはり、ここで議選の方と差をつけてしまうと問題なのかなと思う。
	それから、議選ということと言うと、選管の委員には議選はいないか。
政策経営部長	選挙管理委員にはいない。監査だけ。
総務職員課長	元議員は選挙管理委員にはいる。
外山委員	委員ということであれば同額で、月額の方で、議選の方はないとか、半額とか、それでいいと思う。
武藤会長	それでは、監査委員の議選と識見の違いについて考える。
	現行は議選は識見の半額、識見の31万2,000円が、議選は15万6,000円で半額になっているが、これは、議員は議員報酬をもらって活動しているからという考え方からか。
外山委員	そうである。
武藤会長	ただ、議選の監査委員の仕事は識見と同じだが、公認会計士の資格を持っている人がなっているわけではない。
	だから、ただ、委員としての経験から、公認会計士というと、同等の専門性を発揮できるという前提で、議選の監査委員も、識見の監査委員も同じ仕事をしている。
外山委員	そうすると、やはり日額で差をつけるというのは余りよくないかもしれない。
武藤会長	日額は、その日の活動に応じた報酬という意味合いはある。ただ、その時間については、細かく考えると大きな差が出てしまうので、そこは無視するというか、余り考えない。
	ただ、1日出てくるということについて考えると、日額については差をつけず、その代わりに、月額の部分で半額という、これまでの半額というのを考えると、10万円ぐらいの月額プラス、日額3万円。それで、識

	<p>見の場合には20万円の日額3万円。そうすると、議選の場合、15万6,000円で14万2,000円だから、若干下がる程度。それから、識見の場合も29万円ですから、31万2,000円から見ると若干下がる程度で、これまでのやってきていただいた活動を今後も継続していただくという意味では、ほぼ従来どおりの委員の報酬になるということになる。</p> <p>月額3万円でもいいかというのは、まだ確定ではないけれども、3万円だとすると、この表の2段目のこの部分の、監査の議選については、一番上の段の14万2,000円というシュミレーションのところ。それから、識見は、これまでの実績から考えると、一番下の20万円で考えた場合の29万円ということになる。</p>
外山委員	<p>説明が非常に難しくなるのは、教育委員会。少なくとも選管は月額を払わない。それで、その理由が、監査委員は専門性を言うわけで。そうすると、やはりそこは余り強調し過ぎると、先ほどからの議論によると、なぜ、議選の方に月額の分を払うのかという説明もしないと、これまでの報酬を見るとそうかなというところがちょっときつくなるか。</p>
	<p>ほかを見ると横並び的にしているので、前の報酬の水準からするとこうだけでも、うちの場合は、これまでの方向性で言うと、選管は日額だけ、教育委員会と監査委員会は月額もする。ただ、それには格差をつける。それは専門性によるといった場合、議選に専門性があるかという議論になってきて、そこはちょっと議論を整理しないと説明しにくいのではないか。</p>
武藤会長	<p>どういうふうにかえるか。</p>
外山委員	<p>つまり、監査をするという流れの、現役の経歴が専門性であるというように言わないとということ。</p>
武藤会長	<p>議選の監査委員になるような議員は、議員としての経験年数が結構長いのではないか。</p>
外山委員	<p>正副議長に次ぐぐらいか。</p>
武藤会長	<p>議長、副議長、監査と言われるぐらい、副議長に次ぐような、10年が大体3期目、4期目をやっているような方ですよ。</p> <p>ということは、議員の中でも、この監査委員に就任する方は、議員としての経験を持っていて、公認会計士ではないけれども、長い議員経験の中から、監査についても一定の専門的知識を持っている方になっていると考えよう。</p>

外山委員	その方がいいと思う。それで、なおかつ議員としての地位があるので、識見よりもより少ない額だという説明がいいのではないかな。
武藤会長	それでは、議選の監査委員に月額を出す理由は、そういう説明にする。それで、日額の妥当性をどこから考えていくかということ、普通はこういう審議会委員と、行政委員の、違いというようなところから考えるべきなのか、あるいは、行政委員会の重みとか、民主主義の制度を守るといふ委員としての重要性というようなことを考えて3万円を考えたが、なかなか、そこはちょっと苦しいところが現実にはあると思うけれども、選挙管理委員の実態の活動から考えていくと、どうかなと思いつつも。
外山委員	そこはやはり会長がおっしゃったような内容で、日額の説明はいいのではないかなと思う。長から独立した委員会としての役割を担っていくということで、やはり普通の審議会とは違うということ。地方公共団体の執行機関の一つであることを考えると、やはり他の審議会とは違うというところは根拠にしていいのではないかなと思う。
武藤会長	そこも委員長と委員の違いというのが出ているので、これは他の委員会に準じていいのかなと思うけれども、2万円の1万7,000円というのが通常だったら、3万円だとすると2万5,000円ぐらいか。2万7,000円という、3,000円の差というものもあると思うが。
外山委員	愛媛が委員長3万円で、委員が2万7,000円である。
小幡委員	念のため、お聞きするが、選挙管理委員を日額のみにした場合に、全く月によってないということはあったか。
松江委員	ゼロはない。
小幡委員	何もない月というのはあるのか。
総務職員課長	月の中では、定例会が月に1回あるので、何もない月はない。
武藤会長	選管は、委員長で54日、月平均4.5日、委員が月4.17日で、平均しても4日ぐらい。
小幡委員	ちょっと心配したのは、何も全然ないかなとかぐらいに思ったので。

武藤会長	<p>選挙のある年などというのは、月に10日ぐらい出ることがあるのか。そうすると、10日以上出れば、これまでの委員報酬よりも多くなってしまう。本当に選挙の前後の忙しいときは、これと同じぐらいの金額になる。そうすると、3万円と2万7,000円ぐらい。</p>
小幡委員	<p>あと、理屈として4年間、任期中に、いつ、選挙があるかわからないので、均らされるという説明だったが、人によっては、それは亡くなられたりとか、いろんな可能性があって、いつ、選挙が、必ず、この方のときにありますというのがうまくいかないことだって世の中あり得る。やはり、ばらつきはあるので、説明は出たものに応じてお払いするということで。</p>
吉川委員	<p>でも、ヒアリングでは年に1回ぐらいは何かしら選挙はあるという説明だった。</p>
松江委員	<p>選挙があるかというのと、ないときがある。重なるときもあれば。</p>
外山委員	<p>何回もやっているときもある。</p>
小幡委員	<p>だから、今年は選挙が一つもないというのはあるけれども、任期中には必ずあるだろうという話だったが。</p>
松江委員	<p>4年も任期があれば、選挙ぐらい、どこかで回ってくるのではないか。</p>
吉川委員	<p>区議会議員選挙があって、区長選、都議会議員、都知事があって、衆議院、参議院がある。</p>
松江委員	<p>どれかはある。</p>
外山委員	<p>京都が委員長だけ月額にしているが、この選管の場合、出席とか、委員長と委員に大分格差があるということはないか。</p>
総務職員課長	<p>今のところは余りないと思う。</p>
政策経営部長	<p>時間的にはない。それで、52日と51日。</p>
総務職員課長	<p>委員長と、そうではない場合による差は余りない。</p>

外山委員	それでは、日当に格差をつけておけば問題はないと思う。
小幡委員	選挙を軽視しているなどと言われるといけないと思うが、そこがちょっと懸念されるんだけど、だから、やはり非常に選挙は年によって重なったり、全くない年もあったりしてという状況なので、そこまで差があるのかという感じか。言い方としては。
武藤会長	その選挙のときなどは、月 10 日以上出てくるということはあるか。
小幡委員	これは、何かシミュレーションとして、一番多いときに、これで計算したら今より多くなるよというのが示せると本当にいいけれども。
総務職員課長	仮に平成 21 年度でいくと、7 月が、これは何があったんですか。都議選かな。
武藤会長	参議院選挙。
政策経営部長	8 日間やっている。
政策経営部長	平成 21 年度については、7 月の 8 回が一番多くて、あとは。
総務職員課長	8 月の 6 回。
政策経営部長	今年は 4 月に都知事選と区議選があった。
武藤会長	4 月の選挙管理委員会が開催された回数というのは、どのくらいあるのか。
事務局	少なくとも、期日前投票には、選挙管理委員は立ち合っている。
武藤会長	それは、かなり出ている可能性は高い。
事務局	必ず 1 名以上は出ている、多分、1 日いるのは大変なので、時間で割り振っていると思う。
武藤会長	その 4 月で、今年の 4 月は選挙が 2 つあったものですから、回数が、ちょっと選挙管理委員会にすぐ問い合わせただけじゃないか。それで、10 回以上あれば、何か、この合理性が証明されるようなことになる。

小幡委員	何か、こう並べたときに、選管を軽視しているのかとか何か言われるのがちょっとあれだったので、でも、軽視というよりは、職務の性格に応じて考えた結果だという理解。
吉川委員	どちらかという、今、世の中として見直しの傾向にある。だから、そういう点では、やはり見えていても、選管だけ日額というのは、やはり数としてはほかより、教育委員会や監査より多い。
武藤会長	全部日額というのは、結構ある。
小幡委員	神奈川の日額は3万7,000円。でも、監査だけ違う。
外山委員	監査は、識見だけ列が空欄。
武藤会長	作業量というか、仕事の量を考えていたのだろう。 日額の水準を都道府県で見た場合、日額だけのところは高くなるのは、ある意味で当然だと思う。併用のところで見ると、岡山県が3万5,000円の3万円。月額もずっと多いので、岡山県が大分多くなる。
小幡委員	岡山は、月額がぐっと抑えている。 選管は、今、ぐっと抑えた月額というのもあり得ないことではないなとは思ったが、何か、教育委員会との差も、教育委員会は10万とか、何か結構、それがコントラストが激しくなって、目立つかな。 どちらにしても、軽視と言われるのは同じことになるかなという難しさがある。もういっそのこと、割り切ってしまうと、日額というのはあるのかなと。どちらなのか。
松江委員	それは軽視と言われても、軽視したのではなくて、やはり実態に即してやったと言いきるしかない。それを軽視と言われれば、それはずっと平行線で、それは言われると思う。 ただ、現実、今のもので、例えば7日で、定例会と月例を入れて、9日として、10まで行けば超えるが、9で多少下がっても、今の見直しで、おおむね、どの委員会も若干頭打ちになるのではないかな。そうしたら、一番実働に合わせたところというの、3委員会みんな並べると、何となく、みんな頭打ちで、それは、あとの違いは実働に合わせているという言い方でいいだろうし、大体同じ。
小幡委員	けれども、やはり現行で、超える必要はないので、現行はそのまま維

	<p>持なので、どこにも言われていないわけなので、それはいいと思う。</p> <p>ただ、もしかして、そんなことになったら、より書けるかなと思ってちょっと調べてみただけで、別にどちらかというところ、こういう委員会は、今よりは少し効率的にコスト意識を持って、実働の役割に併せて再検討しようというものなので、多分、下がってしかるべきだと。勿論、監査委員は逆かもしれないけれども、まさに下がるところは下がるということになると思う。</p>
総務職員課長	<p>3月に都知事選挙の告示があった。それで、4月には知事の投票があって、区議の告示があって、区議の投票があったということで、3月で実績を見ると、全員9回。それから、4月でいけば、14日、15日。</p>
小幡委員	<p>この二月は、出て行って、その分、それでは、その月はもらいましょうというのは、悪いことではない。</p>
政策経営部長	<p>現状より高くなってしまう。</p>
外山委員	<p>月によってはそうである。</p>
外山委員	<p>委員向けと区民向けの説明をちょっと。</p>
小幡委員	<p>区民向け説明の書きぶりである。</p>
松江委員	<p>やはり、そういう実態だと思う。</p>
小幡委員	<p>やはり、ほとんど出てもない、2回だけ出ていて、そんなに。</p>
松江委員	<p>30万円得する。それはないだろうというのがね。</p>
小幡委員	<p>そういうのが違和感があるので。</p>
松江委員	<p>だから、14回出たのが40万円もらっても、まあ、いいだろうという話でいいのではないかと。実態に合っていると思う。</p>
外山委員	<p>そういうことである。その月は来ていただいたということなので。</p>
小幡委員	<p>働いたものに応じてお出しするということではないか。</p>
松江委員	<p>どちらにも説明できそうな。</p>

武藤会長	<p>現状よりも多くなるときもある。決して選挙管理委員会を軽視しているのではないという言い方の一つの説明になる。</p> <p>そうすると、監査と選管は大体、そういう形でいいかなと思うが、基本的にはどうか。監査の月額を半分という現状から見ると、3分の1になる。10万円程度ということで、監査委員の専門性も、公認会計士の資格を取るということから考えると、教育委員会の場合には、学校の先生として教育長などは長い経験を持っておられるということですから、ただ、それは仕事の上での話で。</p>
小幡委員	<p>逆に、監査委員の月額が多いのは、監査報酬的意味合いであるという、そちらを説明し、特別の額だという感じではないか。それ以外ないから2分の1でということなのかな。</p>
外山委員	<p>ある程度、専門性。</p> <p>そうすると、監査の議選ぐらいの専門性かなと。一つの基準として、そのぐらいは出しても、長年、教育に携わりという専門性だし、中立性が主の方もいるけれども、説明するときに、その一つの根拠になりはしないかな。</p>
小幡委員	<p>やはり、教育というものに携わる行政委員会として、若干、選管は多少、選挙といえば技術的なものがある。教育はもう少し抽象的なので、そこで教育の行政委員会としての、何というか。</p>
外山委員	<p>難しい。</p>
小幡委員	<p>行政委員会としての教育活動への携わり方として、多少、抽象的に、責任を持っているという部分が明確になるのかなと思う。</p>
武藤会長	<p>それに対して選挙管理委員会の場合には、制度はもうきっちりとできていて、それを維持するということが技術的な役割だが、教育委員会の方は、千代田区の特性として、幅が広いとか、新たな制度についても検討しなくてはいけないという意味では幅が広くて、いろんなことを考えなくてはいけない。選挙は選挙制度だけでいいという、その違いで選挙管理委員会と教育委員会の違いが出て、監査委員会との違いは、実働時間とか、1日フルに働くようなことが多いところを、月額に差をつけるのは制度として難しいので、月額に差をつけていくということなので、そうすると、教育委員会は10万円程度か。議選の場合の経験とか。</p>
外山委員	<p>基準として。三者三様にすると、今度は教育委員会のことを、監査委</p>

	<p>員との違いを説明しなければいけないし、それから、選管との違いを説明しなければいけないので、そこはかなり難しいところの判断である。</p>
小幡委員	<p>今、おっしゃったように、できている制度を公正に執行するという役割が選管にある。けれども、教育はそもそも、まさに教育に関する、いわゆる官僚的な組織と違うものとして行政委員会ができていて、そこで教育についての政策・制度設計までするところなのでという感じ。</p>
外山委員	<p>この報告書とかの表現は、監査委員は高度な専門性にして、教育委員会の方が、ある程度、専門的などというようなことで表現しつつ、ちょっと、その差が出ていると。それで、中立性を言うと、選管もみんな中立性の部分では一緒なので、専門性のところに、監査委員はかなり高度であると。</p>
小幡委員	<p>それに監査というのは、逆の意味では技術性がある。それで、教育が一番ない。だから、まさに行政執行を一つの行政委員会に委ねたというのが一番はっきりしていると思う。ある意味では、普通の行政機関のやるものを委員会制度にしているという、そういう特殊なものなので、ほかの方は、どちらかというところだと思う。</p>
外山委員	<p>その特殊性などという言葉も入れてもいいかもしれない。行政の特殊性、専門性とか。</p>
武藤会長	<p>大分固まってきたかなと思うが、それでは、その報告書の素案についてももう少し、ほかの部分も議論しなくてはいけないので、ここで水準のところは、今日の議論を集約すると、まず、日額については3万円程度でいいのではないか。それに対して、月額、これまで議論してきたように、選挙管理委員会については月額なし、教育委員会については月額3分の1、10万円程度。それから、監査委員については20万円程度、現在の3分の2程度になるが、それで、議選についてはその半分ということで、10万円程度ということかなと思うけれども。とりあえず、もう一度、次回が、これで決着できるかと思うが、そこまで、こういう水準でいいかどうかを次の会議までにご検討いただいて、高過ぎる、低過ぎるというようなことも含めてお考えいただきたい、次回、最終的な決定とさせていただきますと思う。</p> <p>それでは、この素案について、先ほど説明があったが、幾つか問題、例えば「委員会」というのではなくて「検討委員会」というふうを書くということとか、あと、どこかに「検討会」というふうに書かれているところがあったので、4ページの「3 まとめ（結論）」の部分の最初</p>

	<p>のところは「検討会は」となっていますので、ここは検討委員会はということか。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>はい。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>その部分と、順番に見ていきたいと思うが、「はじめに」の部分で書き加えたりした方がいいようなところはあるか。いろんなことをコンパクトに書かなくてはいけないというところから、本当はもうちょっと、ここを、「はじめに」ではなくて、余り3ページも4ページも「はじめに」の、こういう報告書の最初の部分は、余り長いのも困るかなと思うので、どうすればよいか。</p> <p>例えば、ちょっと読んでいて説明不足かなというような印象を持ったところがある。3つ目の「その後」の段落で、「相当期間内に是正されていないといえるかどうかによって決すべきとした。具体的には、選挙管理委員長は、著しく妥当性を欠く状態になっているとは直ちに言い難く、議会の裁量の範囲内とした。また、その他の委員は、裁量の範囲内を逸脱し違法とした」という、ちょっと、ここら辺も、というと、ここは具体的にどういうことですか。選挙管理委員長はいいけれども、その他の委員は月額はだめだ、こう言っていると思うが、ちょっと分かりづらい表現かなと。</p> <p>そういうところを、「はじめに」でだらだらと説明するのは望ましくないけれども。</p>
<p>外山委員</p>	<p>ここは「はじめに」をすごくシンプルにして、例えば何とかの背景みたいな項目をつくって、おっしゃったことを詳しく述べるか、あるいは今、言ったように、初めに、少し長くてもよいというのであれば、その説明不足のところを補うか、どちらかになる。この問題の背景とか、これまでの経緯とかを検討経過の前に1つつくる。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>「はじめに」をコンパクトに、背景として、それまでの問題の背景みたいなことで、その必要はないというふうに考えるか、でも。</p>
<p>外山委員</p>	<p>報告書ならば、なぜ、こういう問題が起きてきて、こうなったというのは、書いてもいいかもしれない。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>裁判の言い方で、「裁量の範囲内を逸脱し違法とした」というのはね。</p>
<p>外山委員</p>	<p>結構、専門家の言い方で、分かりにくい。</p>

松江委員	<p>だから、この件に関する先駆的な判例になったものは次のとおりで いて、判決にはかぎ括弧を付けて、検討委員会の言葉ではないとい うことを明確に分けないと。引用だということをはっきりした方がい と思う。</p>
武藤会長	<p>それをしても、「はじめに」でそこまで書くと、やはり長いと思うの で、背景に書いておくぐらいで。</p>
松江委員	<p>背景として、先駆的な判例があったと。それで、大阪高裁何月何日控 訴審判決と書いて、かぎ括弧でコンパクトにまとめて、閉じかぎ括弧に しておく。それで、それによって、やはり一律にやるのではなくて、職 務に応じたふさわしい報酬というのが模索されることに一石を投じた とか、何かそういう評価を書いておいて、それは自分たちの言葉で書い ていくとしても、この文言は私たちの文言ではないというのだけ、どこ かに明確にしておかないと、一緒に見られてしまう。</p>
武藤会長	<p>これについてちょっと目を通していただいて、もう一度、早急に「は じめに」とその背景を書き分けていただいて、送っていただけないか。 それについて、次回の委員会までに意見を出していただいて、それを次 回検討して確定版にしていきたいと思うが、最後の最後、この場で文章 を全部直すのも大変なので、事前に意見をいただいて、そこで最終的な 案文を、同じところをお二人の委員が直している場合には、そこは両方 併記しておいていただいて、委員会の席で、この席で最終的な文案を考 えるということにして、ただ、案をどうしようかというところから考え ると時間が長くなってしまいうでしょうから、事前にお考えいただいて、 その後、検討経過については、1回、2回、3回と、順次書いていって、 ここも、文章にしてだらだら書くよりも、確かに箇条書きでいいかもし れない。</p> <p>そうすると、問題は2回のところのヒアリングのところをどのように 書くかという具合に先ほどお尋ねがあったが、これはどんなことか。</p>
総務職員課長	<p>ヒアリングのときにご質問いただいているが、ヒアリング資料がかな り膨大であるので、それを確認するような形になっている。文字にする と非常に短くて、中身が一見なさそうに見えてしまう。それで、そのヒ アリングの結果、概要というのをまとめてはいるが、どうも、検討会の まとめというのは、ちょっと事実確認の感がある。非常に大事なところ なので、ただ、現実にはそういう話なので、直すのもおかしいしとい うところがあるので、いかどうかは皆様にご判断いただくが、その表現 を、ちょっと直して、それもご覧いただき、表にするのがいいのか、文</p>

	<p>章にするのがいいのかも含めて、ちょっとパターンをつくってみるので、先ほどの案文と同じような形で確認いただくということでどうか。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>あとは、3回、4回で、こういう箇条書きでいいかなと思う。 それで、今日のところについても重要な議論を幾つか取り上げていただいて、それから、行政委員会の現状については現在の法制度の説明なので、この部分もこれでいいかなと思う。資料としては、ヒアリング資料で細かいものが出ていた。それを今の第2回のところの資料で、1として付けるのか。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>今は付けるかどうか、付けた方がよければ付けるが、結構ボリュームがある。それで、それを選んでいただくのか、それとも、全部載せるのかということになるが、資料ばかり多くても。それでは、資料を付けるにしても、こういうものでという案をつくる。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>とりあえずは、最初からこう絞るよりも、ちょっと入れておいていただいて、これはちょっと細かくて煩雑になるだけだなということだったら、後で削ればよい。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>それでは、結局、我々の方で見て、これはというのも含めて、全部ですと30ページになってしまうので、全部は要らない。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>全部は要らない。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>それでは、概略的なものをピックアップして、いかがかという話にして、完成版に近いものということで検討いただきたいと思う。 これは事前にメールでお送りするが。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>メールでよろしい。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>来週早々といっても、水曜日ぐらいまで。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>それは事務局の都合で、1か月後だと忘れてしまうけれども、早い方がよいか。 最後、まとめのところでは、今日の議論の日額の水準のところを、この程度でという議論を、10万円、20万円のところで使う。これまでの3分の1、3分の2ということ。 それで、今回の議論のところを、第2回のところはその考え方を少し書き込んでいただく。</p>

外山委員	先生、その（１）のところで、それぞれ「望ましい」と出るが、そこはあえて理由は書かなくてよいか。なぜ、そうしたか。
武藤会長	５万円の方から、どの理由、いろいろ議論があるうち、どの議論を採用して、こうなったかということですね。
外山委員	どうでしょう。それは会長の判断にお任せする。
武藤会長	まだ、前のところを丹念に見ていないが、こう見ていくと、４回のところか。 今日のところも関係はする。そうすると、今日の議論と前回の議論も併せて、なぜ、こうしたかの理由のところを書いていただいて、それを私たちが見て、手直しをするとか、追加するとかということを考える。
総務職員課長	先ほどの議論の中身。専門性だとか、高度な云々という部分。それでは、それを書かせていただいて、なぜ、それでこうしたかという理由のところを改めて、だから、そこにまとめのところで入れる。
武藤会長	それから、（３）のその他のところで、今後の課題・見直しで、これまでの議論を踏まえながら、この答申の中に、答申のところは（１）、（２）だが、それ以外のことでお気づきの点、何かあるか。
外山委員	この額の見直しは、全く触れておかなくていいですかね。何年ぐらいとか。
武藤会長	何年間で仕組み直せばよいかということか。
外山委員	入れるとすると、そういうかたち。 それから、開始の時期が何か非常に微妙だった、任期がどうか。
武藤会長	条例をつくって、条例の施行はいつになるかということか。
総務職員課長	それぞれの任期が違うので、一斉にやるのか、一定の委員会のほぼ区切りのいいときにやるのかというのはあるかと思うが。
武藤会長	これまでも改定はあった。
総務職員課長	３年ごとに見直し。

武藤会長	そうか、3年ごとに見直しているのか。
政策経営部長	額だけの。
外山委員	報酬審のがいいと思うけれども。見直しとか。
総務職員課長	報酬審でも、3年ごとで。
外山委員	3年ごと。
総務職員課長	それでは、そこをもうちょっと、そこは皆様に逆にお願いをして、ここに載せた方がいいよということは書いていただいて、今、期限とか、見直しの動きとか、これはお願いしておく。
政策経営部長	開始、見直し期間、何年ごとには見直しする。
武藤会長	最後の文章の詰めをつけて、その前に、事前に見ていただいて、意見を、訂正を書き込める程度のところで意見をいただく。できれば、1週間以内にはいただいて。 なるべく早く送っていただいて、この場で意見をいただければ何か調整できると思うすけれども、最悪の場合は、この場で、8月3日の次回のところ意見をお願いして、できれば事前にいただければ、なお助かるということ。
武藤会長	【日程調整】 次回は、8月3日ということで決定する。なお、開催通知は事務局から改めてお送りする。 【午前11時40分 閉会】